

埼玉県介護支援専門員研修実施機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15第1項に規定する研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する研修に限るものとする。以下「介護支援専門員研修」という。）を実施する機関の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定要件等)

第2条 介護支援専門員研修の指定研修実施機関の指定は、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について行う。

- 一 介護支援専門員研修の実施に関する事務（以下「研修事務」という。）を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。
- 二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
 - イ 埼玉県手数料条例（平成12年埼玉県条例第9号）第3条第14号に規定する手数料の額と同額の受講料で研修を実施すること。
ただし、県から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の交付額を差し引いた額を受講料として研修を実施すること。
 - ロ 研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、知事の承認を受けること。
 - ハ 申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名若しくは住所、介護支援専門員研修の名称、研修を行う施設の所在地又は申請者の定款、寄附行為等若しくはその登記事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を知事に届け出ること。
 - ニ 介護支援専門員研修を修了した者について、研修を修了した者の氏名、生年月日、介護支援専門員の登録番号、研修受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、及びこれを知事に送付すること。
 - ホ 当該指定に係る事業計画書を作成し、これを知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を知事に報告すること。
 - ヘ 研修事務の実施に関して知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

(指定の申請)

第3条 介護支援専門員研修の実施機関の指定を受けようとする者は、様式第1号の指定申請書を知事に提出するものとする。

(指定の決定)

第4条 知事は、前条の申請があったときは、その指定の可否を決定し、様式第2号の通知書により申請者に通知する。

(事業計画書等)

第5条 第2条第2号ホの規定による事業計画の提出又は事業実績の報告は、様式第3号又は様式第4号により行うものとする。

2 前項の事業計画は、受講者の募集又は案内等を開始する日の2か月前までに提出するものとする。

3 知事は、第1項の事業計画の内容を審査し、必要に応じて計画変更を求めるものとする。

(修了者名簿)

第6条 知事が指定した介護支援専門員研修の実施機関(以下「指定研修実施機関」という。)は、第2条第2号ニの名簿を永久保存し、解散又は清算する場合には、これを知事に引き継ぐものとする。

(指定内容の変更及び廃止)

第7条 第2条第2号ロの申請は、様式第5号により行うものとする。

2 第2条第2号ハの届出は、様式第6号により行うものとする。

3 知事は、第1項の申請があったときは、変更又は廃止の可否を決定し、様式第7号の通知書により申請者に通知する。

(秘密保持義務等)

第8条 指定研修実施機関(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、研修事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督命令等)

第9条 知事は、研修事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修実施機関に対し、研修事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第10条 知事は、研修事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修実施機関に対し、研修事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは指定研修実施機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(指定の取消し)

第11条 知事は、指定研修実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場
合においては、第4条の指定を取り消すことができる。

一 不正な手段により第4条の指定を受けたとき。

二 第9条の命令に違反したとき。

三 第2条各号の要件を満たすことができなくなると認められるとき。

2 前項の指定取消を行った場合には、様式第8号により通知する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、研修事務の実施に関し必要な事項
は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から適用する。

様式第1号

埼玉県介護支援専門員研修
実施機関指定申請書

第 年 月 日 号

(宛先)
埼玉県知事

団体名
代表者名
所在地
電話番号
印

埼玉県介護支援専門員介護支援専門員研修実施機関の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 2 研修の名称
- 3 研修を行う施設の所在地
- 4 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 5 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- 6 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書
- 7 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 8 受講料その他研修の受講者から受領する金額及び当該金額の算出基礎
- 9 研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目
- 10 その他指定に関し必要があると認める事項

様式第2号

埼玉県介護支援専門員研修
実施機関指定（不指定）通知書

第 号
年 月 日

申請団体名
代表者名 様

埼玉県知事 印

年 月 日 第 号で申請のあった埼玉県介護支援専門員研修実施機関指定申請書については、下記のとおり決定する。

記

埼玉県介護支援専門員研修実施機関に指定する（指定しない）。

（指定しない理由）

様式第3号

年度 埼玉県介護支援専門員研修
事業計画書

第 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

団体名
代表者名
所在地
電話番号
印

年 月 日 第 号で指定を受けた埼玉県介護支援専門員研修
について、 年度事業計画書を提出します。

1 研修の実施

- (1) 研修日時
- (2) 研修会場の名称及び所在地並びに当該施設の使用権原を証する書類又は当該書類の写し（当該書類等の添付が困難な場合は、施設の確保に努めている状況）
- (3) 研修の課程、日程、講師、内容及び時間等
- (4) 研修修了の認定方法
- (5) 研修修了証明書の作成及び交付方法
- (6) 事業に係る収支予算書
- (7) 受講手数料その他、研修受講生から受領する金額及び当該金額の算出基礎
- (8) 研修担当者の配置等研修当日の実施体制

2 研修修了者名簿その他の書類の作成及び保管方法

様式第4号

年度 埼玉県介護支援専門員研修
事業実績報告書

第 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

団体名
代表者名 印
所在地
電話番号

年 月 日 第 号で指定を受けた埼玉県介護支援専門員研修
について、 年度事業実施報告を下記のとおり報告します。

記

- 1 受講者数
- 2 修了者数
- 3 修了者名簿（紙・磁気媒体・その他)
- 4 修了証の発行完了日 年 月 日
- 5 研修実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 6 研修会場

様式第5号

埼玉県介護支援専門員研修
変更・廃止承認申請書

第 年 月 日 号

(宛先)
埼玉県知事

団体名
代表者名
所在地
電話番号
印

埼玉県介護支援専門員研修における下記事項について変更・廃止したいので申請します。

記

変更・廃止する事項	変更・廃止の内容及び時期	変更・廃止の理由
	(変更前)	
	(変更後)	

※ 参考書類がある場合は、添付してください。

様式第6号

埼玉県介護支援専門員研修
変更届

第 年 月 日 号

(宛先)
埼玉県知事

団 体 名
代 表 者 名
所 在 地
電 話 番 号
印

埼玉県介護支援専門員研修における下記事項について変更したいので届出
ます。

記

変更する事項	変更の内容及び時期	変更の理由
	(変更前)	
	(変更後)	

※ 参考書類がある場合は、添付してください。

様式第7号

埼玉県介護支援専門員研修
変更・廃止承認等通知書

第 号
年 月 日

申請団体名
代表者名 様

埼玉県知事 印

年 月 日 第 号で申請のあった埼玉県介護支援専門員研修における下記事項について変更・廃止を承認（不承認）する。

記

- 1 変更・廃止する事項、内容及び時期
- 2 不承認の場合は、その理由

様式第8号

埼玉県介護支援専門員研修
指定機関取消通知書

第 号
年 月 日

申請団体名
代表者名 様

埼玉県知事 印

年 月 日 第 号で申請のあった埼玉県介護支援専門員研修指定機関の取消を決定する。

(取消理由)